

つくば市市民農園開設要領

(趣旨)

第1条 この要領は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年6月28日法律第58号。以下「特定農地貸付法」という。）に基づき、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が実施する特定農地貸付けによる市民農園の開設について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「特定農地貸付け」とは、都市住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸付けで、次に掲げる要件に該当するものをいう。

- (1) 農園利用者への10アール未満の農地の貸付けで相当数の者を対象として定型的条件で行われること。
- (2) 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。
- (3) 農園利用者への貸付け期間が5年を超えないこと。

(開設主体)

第3条 市民農園の開設主体は次に掲げる者とする。

- (1) 自ら所有する農地で開設する農家等
- (2) つくば市又は農地中間管理機構から前条第1号から第3号までに掲げる要件に該当する農地の貸付けの用に供すべきものとしてされる使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けて特定農地貸付けを実施するNPO法人及び企業等

(開設の手續)

第4条 市民農園を開設しようとする者は、市民農園事業計画書（様式第1号）を作成し、つくば市と協議するものとする。

- 2 つくば市は、前項の市民農園事業計画書の内容を審査し、適当と認めるときは、特定農地貸付法第2条第2項第5号の規定により次に掲げる貸付協定を締結する

ものとする。

(1) 自らが所有する農地で市民農園を開設する場合は、貸付協定書（様式第2号）によりつくば市と締結するものとする。

(2) 借り受けた農地で市民農園を開設する場合は、貸付協定書（様式第3号）によりつくば市と締結するものとする。

（特定農地貸付けの承認）

第5条 市民農園を開設しようとする者は、別に定める申請書に特定農地貸付法第3条第1項及び第2項に規定する貸付規程及び前条の貸付協定書を添えて、つくば市農業委員会の承認を得なければならない。

附 則

この要領は、平成18年9月13日から施行する。

この要領は、令和4年7月4日から施行する。